

令和4年塩尻市議会3月定例会

総務産業常任委員会会議録

○日 時 令和4年3月10日（木） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第1号 塩尻市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

議案第2号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 塩尻市特別会計設置条例の一部を改正する条例

議案第4号 塩尻市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 塩尻市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 塩尻市個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第14号 字の区域の変更及び廃止について

議案第15号 財産の処分について

議案第16号 訴えの提起について

議案第17号 損害賠償の額の決定について

議案第18号 市道路線の廃止及び認定について

請願3月第1号 消費税「適格請求書(インボイス)方式」の実施延期を求める請願

請願3月第2号 ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める請願

○出席委員・議員

委員長	中野 重則 君	副委員長	赤羽 誠治 君
委員	牧野 直樹 君	委員	柴田 博 君
委員	丸山 寿子 君	委員	中村 努 君
委員	青柳 充茂 君	委員	横沢 英一 君
委員	篠原 敏宏 君		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長	小松 秀典 君	事務局次長	小澤 秀美 君
------	---------	-------	---------

午前9時56分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。全員おそろいでありますので、これより令和4年3月定例会総務産業常任委員会を開会させていただきます。本日の委員会は委員全員が出席をしております。

なお、テレビ松本さんが委員会レポート収録のため同席させていただいておりますので、御了解をお願いいたします。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 改めまして、おはようございます。委員会をお開きいただきまして、ありがとうございます。御提案を申し上げます各議案につきまして、よろしく御審査をいただきますようお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりであります。本日の日程について副委員長から説明をいたします。

○副委員長 皆さん、おはようございます。本日は、各議案及び請願の審査を行います。請願につきましては、提出者による趣旨説明があるため、午後一番に請願の審査を行います。また委員会終了後、協議会を開催したいと思っております。視察等の予定はありません。以上です。

○委員長 それでは、ただいまから議案の審査を行います。発言に際しては、円滑な議事進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言とし、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただくよう御協力をお願いいたします。また、発言は必ずマイクを通していただきますようお願いいたします。

議案第1号 塩尻市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第1号塩尻市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○危機管理課長 それでは、議案第1号塩尻市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。議案関係資料の1ページをお願いいたします。

提案理由ですけれども、消防団員の処遇改善を図るため必要な改正をするものでありまして、全国的に消防団員の減少、高齢化が課題となっている中で、団員確保につなげることを目的としまして、消防庁が全国自治体に発出した通知に基づいて団員の処遇改善に向けた改正を行うものです。

概要につきましては、消防団員の年額報酬の額を改めるとともに、出動報酬の額を定めるものなどです。年額報酬につきましては、団員の報酬額を現行の2万円から国が定める標準額である3万6,500円に引き上げ、それに伴って班長の報酬額を3万円から4万円へ引き上げるものです。なお、部長以上の報酬額に変更はありません。また、火災等有事の際にのみ出動するといった特定の活動を行う形態の団員がおりまして、そういった団員を機能別消防団員と位置づけて、報酬額を1万円と定めるものであります。出動報酬につきましては、現行1日当たり4,000円を災害出動については国が定める標準額の8,000円とし、警戒の場合は4,000円、訓練等の場

合は2,000円と定めるものであります。

条例の新旧対照表については別記のとおりであり、後ほど御説明をいたします。

条例の施行等については、令和4年4月2日から施行するものであります。

それでは、2ページの新旧対照表をお願いいたします。左側改正案のところ、第3条に団員の種類についての規定を加え、基本消防団員と機能別消防団員の2種類の団員を規定しました。

次に3ページ右側、現行の欄ですが、第12条で報酬及び費用弁償に関して定めていますけれども、改正案では第13条報酬と4ページ第15条の費用弁償に分けて規定をいたします。そして第13条では、第2項で階級ごとの年額報酬を、第3項で出勤形態ごとの出勤報酬額を定めています。

次に、5ページをお願いします。本条例改正で消防団員の報酬額を定めることに伴いまして、現行報酬額を定めています塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の適用職種から消防団員を除く改正です。説明については以上です。

○委員長 ありがとうございます。それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○横沢英一委員 手当の改正で、年額ということですが、団長から部長だつて大した金額ではないのですが、これを変更しない理由があつたら教えていただきたいということと、機能別消防団員というのは何人くらいを想定しているのかをお願いしたいと思います。

○危機管理課長 まず、班長から部長までの階級の年額報酬の関係ですけれども、今回の国が標準額ということを示した額3万6,500円というのは、団員の標準額ということを示されておりまして、その他の階級の額については特段金額は定めずに、通知の中では業務の負荷ですとか職責等を勘案して標準額3万6,500円と均衡の取れた額としなさいと、こういう指示であります。従来報酬額としている額について私ども現状を鑑みたときに、班長以上の額については変更の必要がないだろうという判断をしたところでです。

それから、機能別消防団員の関係ですけれども、特に平日の昼間に不足する消防力を補完するという意味合いで機能別消防団員を設けております。現状でも従来から活動して存在している団員でありまして、今現在檜川分団において部長以上の経験者のOBですが、7名存在しておりまして、また新年度任命をするという予定でおります。以上です。

○横沢英一委員 私は思うのですが、確かに班長たちはこのように上がると思うのですが、私のほうも消防団をやったところは、部長以上の衆はしょっちゅう会議をやっているものですから、ちょっとあれなのかなと感じたところであります。

それと、職務の従事の状況によって半額とするというような文章もあつた気がするのですが、誰が判断して、基準のマニュアル等があるのか、教えていただきたいと思います。

○危機管理課長 階級に応じた報酬の基準という意味でですか。

○横沢英一委員 そこは、感覚ですから、私はいいいです。そっちの人たちも大変だなという感覚ですので、それは結構です。あとの判断基準、半日にするとか半額にするというようなところ。

○危機管理課長 出勤報酬の関係ですね。

○横沢英一委員 そうです。それとあと基準のマニュアル等はあるのかというようなことを回答してください。

○危機管理課長 出勤報酬については、今回国が示した標準額は日額で8,000円です。災害等で4時間以上とい

う形を取っていますが、4時間以上出動があった場合は1日の額を支給する方向でありますし、4時間未満の出動であれば日額の半額、災害の場合は4,000円、警戒の場合は2,000円、訓練であれば半日は1,000円という形で、従来も4時間で分けまして、1日分と半日分の2通りの支給方法で運用してまいりまして、それを続けてまいりたいと思っております。以上です。

○委員長 いいですか。ほかに。

○柴田博委員 機能別消防団員ですけれども、これまでも檜川分団にはいらしたということですけど、新たにほかの分団とかで必要になっている状況はあるのかどうかということと、あとほかの分団でも順次そういう機能別の団員が必要になってくる可能性はあるのかどうか、その辺についてはどうでしょうか。

○危機管理課長 現状ですと、檜川分団は昼間消防団員がほとんどいない状況でありまして、現状でもそういった形の団員がおります。ただ檜川以外の分団においても現状サラリーマン化が大分進んでおりますので、昼間市役所消防隊が駆けつけることもできますけれども、地元でOBで経験の豊富な方が残っていれば、そういう方をお願いしていくことは十分今後あり得ることだと思います。以上です。

○柴田博委員 その辺については、今はないけど、順次そういうふうに頼んでいく方向ということですか。

○危機管理課長 これは市から働きかけるというよりは、やはり地元の消防団の現状、地域の考え方に基づくものが主体となって動いていくと考えます。

○委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

○副委員長 今の柴田委員のことに関連してですけど、私も塩尻東のある団のほうからそういった要望が上がってきているのです。実は昼間やはりどうしても3人以上いないと出動ができないと。2人はいても3人にはならなければ出動できないので消防車を出せないというようなことがありまして、ぜひそのところは、話があったときは柔軟な運用とありましたが、こういう形でもってはっきり出てきましたので、一応そういったことができるということを市から各団に連絡をして、希望があればそういう方を機能別消防団員として任命をして、昼間の火災なり災害に対応していく方法にしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○危機管理課長 広く団全体に周知をして今後取り組んでまいりたいと思っております。

○委員長 よろしいですか。よろしく申し上げます。ほかに。

○篠原敏宏委員 今の件で檜川だけがということなのですが、実態を申し上げますと、歴史的には檜川では評議員という職名があって、消防団員を辞めると評議員になる。評議員は何をするかということ、ほとんどボランティアですが、地域の中で今言われた消防団を側面から支えていくという役割でした。ただしそこにはヘルメットと当時は評議員という法被があって、それを支給される。装備のほうでも報酬はなくてもそれがあって、分団の中では評議員に一定の例えば飲み食いだとか、そういうのも含めて若干のあれがあったという記憶をしています。

ということからすると、檜川ではまだそれが機能して7名今残っていると。そうすると旧評議員、今では機能別消防団員となっていると思いますが、やはり装備も必要です。実際火事が起こるとはっきりと役に立ちます。技術も持っているし、何より早く駆けつけてという、実際に機能していました。ぜひ、今赤羽副委員長からあったように、これは他の分団でも押しつけるのではなく、いいシステムだと私は思いますので、ただ御本人たちの意識が今どこになるのか、これが私も今はかりきれないので、うかつなことは言えないですが、ぜひそんな取組で、装備のほうも声を聞いて、市で責任を持ってバックアップの体制をやっていただきたいと思っております。これはいか

がですか。

○**危機管理課長** 機能別消防団員も市の消防団員の定数の範囲内の人数に入りますので、装備等についても一般団員と同様な形で処遇をしております。以上です。

○**篠原敏宏委員** もう1点、全国の標準額に合わせたというお話で何となく事情は分かりますが、ずっと前からそういう2万円と3万6,500円のかい離が塩尻市ではずっと何年も続いてきたという状況でしょうか。

○**危機管理課長** そうです。今回の松本広域圏内の3市5村の状況も見ましたところ、やはり従来一般団員は1万5,000円から2万3,000円ぐらいの間だったものが、今度一律3万6,500円に統一されるという状況です。

○**篠原敏宏委員** これは当然3万6,500円のところに標準が行って、これからでも先ほど横沢委員から、その上の人たちはどうなるかという話になると、これも不均衡だとかそういう話が出てくると思います。現時点では、今回こういう形でというのはよく分かりますので、今後順次ぜひ実態に合わせた形で、幹部については柔軟に対応してもらいたい。これは要望にさせていただきたいと思います。以上です。

○**委員長** よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

○**中村努委員** 機能別消防団員についてですけれども、恐らく檜川以外のところでは、OBの皆さんって自主防災組織のことを一生懸命自覚を持ってされていると思うのです。こういう制度になると、そういう方は機能別消防団員という扱いにさせていただいたほうがよいような気がします。御本人たちの意思もあるかと思いますが、その辺の働きかけ、説明、そういう点はどのように考えていますか。

○**危機管理課長** 各地区等に自衛消防隊とか消防後援隊という形で自主防災組織、ほぼ全区でお持ちになっています。大体そのメンバーの方というのは、ある程度年配の方が多いです。ですので、一旦機能別消防団員というのは、消防を退団したすぐぐらいの年代の方が機能別消防団員という位置づけで、ある程度仕事も定年等で退いたあたりから自衛消防等のメンバーに移行していければどうかと私自身は思いますが、これは各区の中の状況により考えていただく部分かとも思います。

○**中村努委員** なかなかガイドラインみたいなものがないと、自分がどういう位置にいるのか分からないと思うので、その辺の整理をしていただいて周知をお願いしたいと思います。

それから、先ほど横沢委員のお話の中で、役職に従って出る会議等、負担が増えるとありますけれども、この第15条の費用弁償のほうで、そちらは普通に会議に出たら幾らとか、そういう費用弁償で手当てされているという理解でいいですか。

○**危機管理課長** 会議等の出席については、特別職と同様の費用弁償の支払いを行うものです。

○**中村努委員** 分かりました。それとやはり団員報酬について、団員確保という大きな目標と、実際にほとんど全くとっていいほど活動に出てこれられない団員への報酬の支払いへの不公平感というのが両方あると思うのですが、その辺は団員の皆さん、しっかり御理解いただいてこういう団員報酬としたということで理解してよろしいですか。

○**危機管理課長** 団員報酬の支払いについては、年間全く一度も出なかった消防団員に対しては現在でも支払いはしておりません。今回の体制に絡めて、報酬自体は個人そのものに直接市から払う方法に来年度から変えます。そうした場合に、確実に全く出ていない方には当然払わないということも継続してやっていきますので、不公平感については和らいでいくのではないかと考えます。

○委員長 よろしいですか。

○篠原敏宏委員 1点、今の関係ですが、今支払いは直接団員に口座払いとなったと前お聞きしましたが、今のお話はそういうことですね。

○危機管理課長 新年度、令和4年度から個人の口座へ直接市から振り込む方法に変わります。

○篠原敏宏委員 これは老婆心ではないですが、檜川ではもう20年も前にこれは住民監査請求の対象に実はなっていて、訴訟になって負けて、違法だと。要は団員へ、団のほうで、当時の分団長、各部の責任者が、お金で配るのではなくて、長靴だとか飲食、装備、こういったもので支給をしていたわけです。そうしたらこれが違法だということで住民監査請求を食らい、住民訴訟になり、敗訴をしている。そして檜川では、もう村時代に口座にしました。それはいいのですが、今度は各分団の経費が、今まで飲食やそういうのも含めて、長靴代から何かからと、要は報酬の一部で賄っていたものが、一切財源がなくなってしまって、結果分団交付金がかなり増えたと、そういう部分があります。これをやると分団では実際の一般財源が減るということになるものだから、何を支給したり何に使うかはあれですが、分団の運営費がきつくなるということが必ず出てくるのではないかと思います。これはこれからのお話だということでもありますので、留意されて、話をぜひ聞いて、実態、そういうことが多分大なり小なり私は出てくるような気がしますので、対応をお願いしたいと思います。そんな話はないですか。

○危機管理課長 今まで分団を通して団員報酬をお支払いしておりまして、来年度からはそうではなくなり、直接個人へ行くという話は、もう今年度の初めの頃から消防団とは協議をして、消防団側では理解をしております。運営自体の方法について工夫が必要だということで、それぞれで計画をいただいているところです。以上です。

○篠原敏宏委員 ぜひ、そういうことがあったということで、なければ今後、今の話できっぱりやっちゃっていいわけですが、そういう話が出てくることだけ御留意をいただいて、適切に対処していただきたいと思います。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

○丸山寿子委員 関連でお聞きしたいのですが、市内における女性の消防団員の現状についてお聞かせください。

○危機管理課長 女性消防団員の関係ですけれども、一般団員として活動されている方は1名いらっしゃいます。あと音楽隊ということで、楽器の演奏等の消防音楽隊に属している女性の方が十数名いらっしゃいます。それが塩尻市の女性消防団員ということになります。

○丸山寿子委員 自治体によっては、全く体力的に男性と同じにできるかといえば、女性だけでということはあるかもしれないのですが、女性の消防団員を増やすということで報道されたりしているケースがあります。女性も今会社勤めですとか、そういう方も多いので、男性と同じように厳しいところもあると思いますが、仕事の面でも土木関係ですとか林業関係ですとか、仕事についても意識が今変わっていると思います。

それとあともう1点は、防災のことをある程度受け持ったり、それから災害時にやはり女性がいることのメリットというの也被言われているのですが、今後、例えば男性と全く同じというのは無理としても、知識ですとか訓練ですとか、そういったことをすることによって災害に対応するという方向にプラスになるのではないかと考えるのですが、その辺についてお考えをお聞かせください。

○危機管理課長 女性消防団員については、やはり女性特有の活動の視点、団員活動の中では非常にそういった

面も求められている中で、市といたしましても昨年度広報の中に折り込みで消防団の關係の記事を載せました。その中に先ほど申し上げた1名の女性団員のお話等も入っておりまして、いろいろな形で消防団員の確保とともに女性消防団員あるいは学生の消防団員といった部分についても、広報等で呼びかけているところです。ただ、なかなか実際には希望される方が少ないのが現状ではあります。以上です。

○丸山寿子委員 消防団員でなくて、檜川の消防の女性の方たちに以前パネリストとして来ていただいたことがあるのですけれども、やはり取り上げていただいて、また他市の状況等も研究していただきまして、災害に対応するという意味だけでも違うと思いますので、また研究をしていっていただきたいと思います。

○委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第1号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第1号塩尻市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第2号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 続いて、議案第2号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○総務人事課長 それでは、議案第2号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてお願いいたします。議案関係資料で御説明いたしますので、議案関係資料7ページをお願いいたします。

1の提案理由ですけれども、令和2年4月に地方公務員法が改正されたことに伴いまして必要な改正をするものです。

2の概要ですが、本市におきましては短時間勤務のみでありますけれども、対象となるフルタイムという会計年度任用職員はおりませんけれども、このフルタイム会計年度任用職員に係る補償基礎額を定めるものです。

1つ飛びまして4の条例の施行等につきましては、公布の日から施行するものです。

3の条例の新旧対照表ですけれども、8ページ、第5条になりますが、地方自治法では、フルタイムの会計年度任用職員に対しましては給料を支給しなければならないと規定があります。短時間につきましては報酬ということでありますので、この第5号で給料を支給される職員についての記載を追加したものです。なお22条につきましては、用語の規定を整理したものです。説明につきましては以上です。

○委員長 ありがとうございます。それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○篠原敏宏委員 フルタイム会計年度任用職員という方は、今は市の職員では該当する人はどのくらい、どこに

見えますか。

○**総務人事課長** 明日ですが、補正をお出しする中で、給与費明細書というのがあるのですが、その中の後ろに入れてありますが、その数字では1,027人となっております。それは短期とか一時的なものも含めまして、全ての人が入っておりますけれども、それで1,027人という数字になっております。フルタイムに該当する方はいらっしゃらないです。誰もいないです。全員短時間のみになります。

○**篠原敏宏委員** フルタイムの会計年度任用職員がもしあれば、その人たちは今度報酬ではなくて給料になる、そういう話ですよ。今後の採用予定とか見込みとか、いかがですか。

○**総務人事課長** 現在のところはおりませんが、会計年度任用職員が始まったばかりです。そういった中で今後私どもも研究させていただいて、必要があればそういうフルタイムの会計年度任用職員ということも検討させていただきたいと、このように考えております。現在のところはない、当面その辺も考えてはおりません。以上です。

○**篠原敏宏委員** 分かりました。定数内の再任用の職員とフルタイムの会計年度任用職員という人が出た場合と、勤務実態とか、あるいは職責も含めて、その違いというのはどんな想定がされますか。

○**総務人事課長** 再任用につきましては、あくまでも一般職の正規職員です。会計年度任用職員は非常勤の職員になりますので、そこで責任等につきましても変わってくる、待遇についても変わってくることは当然あるということで、正規と非正規の違いは大きいと思います。以上です。

○**篠原敏宏委員** その人が1年たって良好だとか当てになるといったら、その人にいてもらいたい状況になりますよね。そうするとまた更新して行って、要はこれが前にあった嘱託職員、今だと会計年度任用職員というふうに名前が変わっても、そういう労務上の難しい問題が出てくるのではないかなという気がしますが、そこら辺はいかがですか。

○**総務人事課長** 会計年度任用職員につきましても、一般職と同様に人事評価をさせていただいております。その中で良好であれば継続ということ、または良好でない場合はその年度で終了ということでやらせていただいております。以上です。

○**委員長** よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、採決を行います。議案第2号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第2号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

○委員長 続いて、議案第3号塩尻市特別会計設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○財政課長 それでは、議案第3号塩尻市特別会計設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案関係資料の9ページをお開きください。

1の提案理由につきましては、奨学資金貸付金を一般会計において一体的に運用するため必要な改正をするものです。

2の概要ですけれども、塩尻市奨学資金貸与事業特別会計を廃止するものです。特別会計につきましては、歳入と歳出を計上する予算というのは1つでなければならないとする単一予算主義の例外といたしまして特定の歳入をもって事業を行うこととする、特に歳入と歳出との関係を統一的に把握しておくことの必要性の強い事業のみ設置することが認められているという状況です。そういった中で、平成23年度に償還免除の制度を創設したことによりまして、一般会計から特別会計への繰出しが必要となったことなどから特別会計としての意義が薄れてきているという状況にあります。また令和4年度から医学生奨学資金貸付制度を開始するに当たりまして、奨学資金貸与制度については一般会計の一事業として一体的に行うことが合理的であるという判断に至ったものです。

それで、4の条例の施行等ですけれども、令和4年4月1日から施行するものです。

次に、3の条例の新旧対照表ですけれども、10ページ、まず塩尻市特別会計設置条例の関係ですが、アンダーラインのとおり条例の別表から塩尻市奨学資金貸与事業特別会計の関連するものを削除するものです。

続いて11ページ、塩尻市大野田育英資金条例です。アンダーラインのとおり基金の運用から生ずる収益、この編入先を現行の奨学資金貸与事業特別会計から塩尻市一般会計に変更するものです。説明は以上です。

○委員長 ありがとうございます。それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問があればお願いいたします。

○中村努委員 奨学資金貸与条例との関係になりますが、これは会計の変更のみということで、ほかの条文はそのまま生きているということになりますよね。

○財政課長 おっしゃるとおりで、その基金から生ずる運用の編入先を変えるだけで、条例自体その他の変更は一切ありません。

○中村努委員 そういった場合に、奨学資金の基金の運用ですとか、そういったことがたしか条例の中に決められていると思うのですけれども、それを一般会計にすることによって基金条例のほうの縛りときちんと建て分けて管理ができるかどうかという、その辺はいかがですか。

○財政課長 基金の運用管理等につきましても、塩尻市の一般会計の中にも基金というものはたくさんあります。そうしたのもそれぞれ利息の運用から何から、繰入れまた積立等、それぞれ個別にしっかり管理できている状況で、それと同様となるものです。

○中村努委員 分かりました。そうすると今、国でも奨学金の返済支援ということでいろいろ考えがあって、今後市がそんな事業をしたときに国から支援があるという話も聞いています。そうしたときに国から補助金的なものが来ると思うので、それもこの一般会計としてしっかり運用できるという理解でいいですか。

○財政課長 現行行っている償還免除もそうですし、新たに始まる商工費にそういった補助制度を設けることもありますので、そういったことも含めた中で、一般会計の中で一体的に行うものはやはり合理的であろうという

ことです。

○委員長 よろしいですか。ほかはいかがでしょう。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第3号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第3号塩尻市特別会計設置条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第4号 塩尻市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 続いて、議案第4号塩尻市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○都市計画課長 私からは議案第4号塩尻市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。議案関係資料12ページをお願いいたします。

提案理由ですけれども、昨年12月23日に開催しました都市計画審議会で既に承認され、1月14日付けで決定告示となっておりますみどり湖地区、床尾地区それぞれの地区計画について、みどり湖地区は新たに本条例の適用地区に加えること、床尾地区は地区計画の用途の制限について変更したため、それぞれ必要な改正をするものであります。

概要ですけれども、(1)として、お手元の資料13ページにお示しするみどり湖地区整備計画区域内において建物の用途、構造及び敷地に関する制限について定めるものです。具体的には、建築基準法第68条の2に基づきまして建築物等の制限をこの条例に定めることで、建築確認時の際の実地確認事項とするものであります。

14ページの新旧対照表をお願いいたします。別表1に19番目の地区としてみどり湖整備計画区域を新たに追加するものであります。

次に17ページ、下段に別表2としてみどり湖地区整備計画区域の制限の内容について追加しています。みどり湖地区の地区計画の制限については、第一種低層住居専用地域をベースとして定めております。18ページの(1)(ア)としてコミュニティ維持が目的となっているため、転入転出が多いアパート等の共同住宅については建築の制限をかけ、一戸建て住宅に限定してあります。次に(1)(ウ)から(ク)は、それぞれ県の市街化調整区域の許可基準に従って建築面積の上限を定め、公共施設、病院、店舗等を建築可能としてあります。

19、20ページ、(2)容積率の最高限度、(3)建蔽率の最高限度については、第一種低層住居専用地域と同様の基準としているところであります。

その下(4)敷地面積の最低限度については、300平米としてあります。これは長野県の市街化調整区域の開発許可基準に準じているところであります。

21、22 ページ、(5) として壁面位置の制限、(6) 建築物の高さ制限につきましては、第一種低層住居専用地域と同様の基準としているところであります。みどり湖地区の内容については以上です。

資料 12 ページ、次に (2) 床尾地区の地区計画の変更に係る改正内容について御説明いたします。床尾地区については、既存集落型の地区計画のモデル地区として地区計画を都市計画決定したところでありまして、地区内におきまして地域密着型通所介護施設の設置の具体的な提案がありました。現行の地区計画では建築物の用途制限により事業が進められないということから、当該施設の建築が可能となるよう地区から地区計画の変更の申出がありました。市はこれを受けまして、今回の施設に限らず市街化調整区域の集落の維持のために建築物の用途制限について柔軟な対応ができるよう、線引きの決定権者であります県と調整を図りまして都市計画審議会において地区計画の変更をしたものであります。

新旧対照表の 14 ページから 17 ページまでの変更内容につきましては、お配りしてあります資料で御説明をいたします。資料の上から 2 つ目の丸、建築物等の用途の制限について、変更前は建築できる主な建築物として一戸建て住宅のほか地域の農産物を使った小規模な食品加工所、飲食店や診療所等について建築可能としておりましたけれども、今回の変更後につきましては、都市計画法の用途地域に定めております田園住居地域をベースとしまして、右の変更後の囲みになりますけれども、小規模な保育園、郵便局、介護施設、図書館等を建築できるように制限内容の緩和を行ったものです。

なお、この条例の施行につきましては、令和 4 年 3 月 28 日から施行するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**委員長** ありがとうございます。それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますでしょうか。

○**中村努委員** 今、床尾地区の計画変更の内容の御説明をいただいたのですが、変更したいという申出から決定に至るまで、どういうプロセスなのか。要するに、誰がどこへ行って言い出せばいいのかという話なのですが、それはどうなりますか。

○**都市計画課長** 今回の市街化調整区域、既存集落型の地区計画は、もともと地域からの申出制となっております。申出に基づきまして、その内容を最終的に都市計画審議会に諮りまして、最終決定していくといった形になります。同じような形で地域として、地域を活性化していくのにそういった建物がどうしても地域に必要なだということであれば、地域から市へそういった申出を受けまして、それに沿って検討調整する中で、変更をさせていただく形になります。

○**中村努委員** 地域というものが、よく分からないです。恐らく、個々にこういうものがあつたらいいとか、個々にこういうことをしたいという希望があると思うのです。地域というのは、そういうことを検討するそれぞれの地域に組織があって、そこにまず、こういうふうにしたいのだけれどと申出をして協議をしてもらって、では、市に聞いてみますという段取りになると思うのですが、地域というのは、どこでどういう合意形成になっていくのか教えてください。

○**都市計画課長** 一応、今回の既存集落の地区計画は、基本的に市内に 11 集落 20 地区といった形で、県条例に定めております集落が基本的には対象となっております。その集落において、ある程度その中で、そういった地区計画を立てるための協議会とか、それは地区が中心となって作る。例えば、現在進んでいる南内田とか、そういった地区が中心になってやっているところもあります。ほとんどそういった各地区が中心になって、既存集落

の中に地区計画を立てたいと言ったら、まず協議会のような形で、推進会議を立ち上げておきまして、その会議の中で、実際に地区として立てるかどうかの検討を進めております。

その中で、例えば、どうしても今回の床尾地区のように制限がかかってしまって、本来必要な施設なののでできなかった場合は、その協議会で、本当に地区に必要な施設なのかを検討をして、地区の総意として必要であるということであれば、市に申出がなされるといった形の手続です。

○中村努委員　ですから、そもそもは個人が何かしらの思いがあってアクションを起こすわけですから。そうすると、まず、今、それぞれの地域の協議会という話が出たのですが、協議会というのは正式な組織なのですか。

○都市計画課長　正式な組織という形が、何をもちて正式といったことでは、法的な正式な組織という形ではありませんけれども、あくまでもこの11集落20地区の中で、個人で開発をしたいということではできなくなっておきまして、集落の中の最低3ヘクタールの面積をもちて地区計画が立てられるといった基準を市が設けておりますので、3ヘクタールの中でそれぞれの組織が立ち上がる。例えば、これが3ヘクタールではなくて、もし5ヘクタールでありますと大きな地区になりますし、そういった部分の人たちが集まって、その土地の所有者たちが集まった組織でその中の3分の2の同意をもちて既存集落の地区計画の申出がなされるといった形です。

○中村努委員　そうすると、ゼロベースから考えると、要は、そういうことをしたいという意味があった人は、区域内の土地の所有者に働きかけをして、いわゆる協議会みたいな、土地区画整理組合みたいな組織を作って、そこで合意形成をして、市に変更の希望というか申入れをしていくという流れでいいですか。

○都市計画課長　そのとおりです。

○中村努委員　了解しました。

○委員長　よろしいですか。

○柴田博委員　説明の中では、みどり湖地区と床尾地区の説明があったわけですが、議案を見ると、みどり湖はありますけれども床尾という文言は出てこないのですが、別表第2の17というものが、床尾の部分に関するものということによろしいわけですか。

○都市計画課長　そのとおりです。

○柴田博委員　そうすると、そのほかにも、1から18の中にも、そういう項目があると思うのですが、そういうところの中では、小規模な介護施設等はできないままになっているところも残っているということですか。

○都市計画課長　市街化調整区域の既存集落型の地区計画は、床尾地区が、まず初めてだったということ、今回のみどり湖地区が2番目ということで、他の地区は区画整理地区内ですとか、新たに市街化に編入されている場所ですとか、あとは工業団地ですとか、そういったところの地区計画が主で、そういった変更はないといったことです。

○柴田博委員　そうすると、今回の床尾と、あと、新しく決めたみどり湖と、これから先、またそういう場合が出てきた場合には、小規模な介護施設は初めから建てられる方向でいくのでしょうか。

○都市計画課長　これは、あくまでも、地区計画を立てる際に、地元と市も入りますが、その話し合いの中で、本当に地区が必要な施設かどうかというところは協議をしまして、そこで制限をする内容を決めていく形で進めていきたいと考えております。

○柴田博委員 そうすると、基本的には、小規模な介護施設というのは、作れないところに入っているということが基本的な考え方になるわけですか。

○都市計画課長 今回の床尾地区は、一番最初ということで先ほども説明しましたが、かなり制限がしてあったといったことです。床尾地区では、こちらの資料にありますけれども、営農環境と調和した良好な住環境の確保といった地域が目指している目標と、こういった目標が合致しておりましたので、こういった形で増やせるようにしております。

みどり湖地区の今の地区計画には、こういったものは基本的に、もともと住宅が形成されている地区で、新たな開発というものはありませんので、その部分は制限している部分がありますけれども、地区においてそれぞれ形態が違い、開発できる部分とできない部分がいろいろありますので、それぞれの地区の形態に合わせて決めていく形になると思います。

○柴田博委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

○丸山寿子委員 南内田も今、計画を立てているところでして、非常に今まで市街化調整区域ということで、いろいろと計画ができない中で、やはりようやく風穴が開いたかということで、今、議論を進めているところがあります。逆にお聞きしたいのが、建築できる主な建築物、追加ということで書いてある例のものは、既に片丘地区は、片丘全部が市街化調整区域ですけれども、あるものはあるのですけれども、既にあるということは、別の何か計画で作られてきたからあると考えればいいのでしょうか。

○都市計画課長 ある建物、主に工業施設だと思えるのですけれども、そういった部分は個別の許可に基づいて、市街化調整区域にも開発できる部分がありますので、そういったところによって個別で建築されているといった形と承知しております。

○丸山寿子委員 工業施設もありますけれども、介護施設などは民間なのですけれども、地区計画に入ったほうがよりハードルが低くて作れるとも言えるのか、教えてください。

○都市計画課長 個別の内容になりますので、実際に担当しております係長から説明させてもよろしいですか。

○委員長 はい。

○建築住宅係長（建築担当） 実際の、今回、地区計画に入ることによって、許可自体は県の許可基準と同じものだった場合、今までは県庁で許可していました。それが、今度地区計画に入ることによって、松本建設事務所で許可できるようになります。それで1つは、時間が短縮できるというものが1つの成果になります。もう1つは、県の個別の許可ですと、その用途だけという話になりますけれども、今回の地区計画は、福祉施設、ホームだとか保育所という形で幅を広げておりますので、ある意味、建築基準法の用途の考え方が反映されてくる部分がありますので、そういう部分では広がってくるということは可能性が出てきます。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

○篠原敏宏委員 15 ページの新旧対照表の比較で少し分からないというか、非常に分からなくて申し訳ないのですが、一戸建て住宅は、今度の新しい法では、どうなるのですか。右の現行の（1）の（ア）、一戸建て住宅が左の中では右から左へ移って、今までどおりというように読み取れるものが地区の集会所だとか、（ウ）、（エ）、（オ）あたりはあります。一戸建て住宅というものは、この中では（ア）の建築基準法別表第2（ち）の項に掲げる田

園居住地域内に建築することができる建築物に入るので、抜き出していないという解釈でよろしいですか。

○都市計画課長 そのとおりです。左側の（ア）として、建築基準法別表第2（ち）に掲げる田園居住地域内に建築することができる建築物。ただし、次に掲げる建築物を除くという形で表記をしておりますので、委員のおっしゃるとおりです。

○篠原敏宏委員 あとここで言う、例えば診療所で、右で（エ）は250平方メートル以内のものは除かれていた。今回、新しいほうで診療所は、（ア）のfに、診療所であって、250平方メートルを超えるものは、新しい、今までにない運用になるのか、解釈は一緒ということですか。表現がよく分からないのですが。

○都市計画課長 先ほども説明しましたが、（ア）のところにただし書があります。「ただし、次に掲げる建築物を除く」という形の表記になっておりますので、右側の表とは全く反対で、右側の（エ）では250平方メートル以内のものとなっていますけれども、左側では250平方メートルを超えるものという表記の仕方に変更してありますので、基本的、最終的には同じ考えです。

○篠原敏宏委員 そうということですか。分かりました。そういうことかと思ったのですが、この表現の仕方が非常に分かりにくい。今ので分かりました。

○委員長 よろしいですか。ほかにいかがですか。

○議長 床尾の場合は、更地のところに地区計画を設定して、家が建てられるようになって、一般個人住宅がそこへ出て行って、土地を買って建てられるとなりました。みどり湖の場合は、既存の全部一戸建ての建物の中が地区計画によって、あのところが古くなったので建て替えるために地区計画を作って緩和をしたという、こういう扱いでいいということですか。分かりました。

○都市計画課長 そのとおりです。

○委員長 ほか、よろしいですか。

それでは、質疑を終了します。自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第4号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第4号塩尻市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

この際、10分間、休憩をいたします。

午前11時02分 休憩

午前11時09分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

議案第5号 塩尻市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 続いて、議案第5号塩尻市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。説明を求めます。

○総務人事課長 それでは、議案第5号塩尻市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をお願いいたします。議案関係資料の23ページをお願いします。1の提案理由ですが、国家公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴いまして、国家公務員に準じて非常勤職員の育児休業等に関する制度を見直すため必要な改正をするものです。

2の概要ですが、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するものなどです。

4の条例の施行は、令和4年4月1日から施行するものです。

3の条例の新旧対照表ですが、24ページをお願いします。第2条では、育児休業をすることができない職員を示しておりますけれども、その中で、右側の現行の第3号の(ア)で、非常勤職員のうち1年以上在職期間があれば育児休業を取得できるというようにしていたものを削除し、1年未満であっても育児休業を取得できるようにしたものです。合わせて用語の整理と、(イ)、(ウ)を、それぞれ(ア)、(イ)とするものです。

下から3行目の第19条では、部分休業に関するもので、25ページになりますけれども、右側現行の欄、第2号アの1年以上である非常勤職員を削除し、先ほどと同様に1年未満でも部分休業を取得できるとしたものです。合わせて、用語等を整理しています。改正案の第23条、第24条は、新たに加えたもので、現行の第22条の後に、この2条を加えるため、現行の第23条は第25条に繰下がるものです。

改正案の第23条では、本人や配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置、第24条では育児休業に関する研修の実施などにより育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を加えたものです。本市の対応は、出産等を申し出た職員に対しましては、塩尻市職員のための子育て応援ハンドブックですとか、塩尻市会計年度任用職員のための子育て応援ハンドブックにおいて休暇や休業等制度の案内を行い、周知をしているところです。説明は以上になります。

○委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○丸山寿子委員 新しく取りやすい制度になっていくことと、それから、しっかり明記されているところがいい方向になってきていると思います。先ほど、ハンドブックなどで職員にというお話だったのですけれども、意識改革で上司なり同僚なりが理解がないと、なかなか雰囲気、取りにくいということが解消されないと思うのですけれども、このように制度も変わっていくわけなのですが、世の中も変わっていくわけなのですけれども、対策というか対応についてはどんなことを考えていますか。

○総務人事課長 正直言いまして、私どものような年を取った人たちからすると、やはり育休を取ることに対して、いろいろ思う方がいるかもしれません。逆に若者にすると、育児休業を取りたいという方も中にはいらっしゃると思います。そういったことで私たちもしっかり研修をして、そういったところで、しっかり理解をしていく。お互い理解をして、働きやすい職場環境を作っていきたいと、このように考えております。以上です。

○丸山寿子委員 民間の会社なども、イクボス制度をしたりですとか、上司も理解があるように。それから自治体によっては、優良な行いで取り組んでいる会社などを表彰したりですとか、そういったことをしているところがあります。県内でもそういうところがあって、上田市なども先進的に取り組んでいるのですけれども、そういう

った先進事例も皆さんに紹介をしたりですとか参考にして、研究も大いにさせていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○**総務人事課長** 先進地については、しっかり私どもも見て、取り入れられるものはしっかり取り入れていきたいと考えておりますし、現在、人事評価制度の見直しもやっております。そんな中で、そういったことも、何かできるのかどうかということも、ほかの自治体を見ながら研究したいと思っております。以上です。

○**丸山寿子委員** あと、要望なのですけれども、やはり子育てに関わった人は、今度介護のときにも、やはり自分でもいろいろ動きがしやすいということがあります。やはり、子育ての段階を男性も見ることができたりしますし。それと、もう一点、育児をしている期間をマイナスと考えないでプラスに考えて、仕事に生かせる。そのことで、社会が成長していくという見方がありますので、ぜひそういった点も、先進地からも学んでいただきまして、進んでいくようお願いをしたいと思います。要望です。

○**委員長** よろしいですか。

○**丸山寿子委員** はい。

○**委員長** ほかに。よろしいですか。

それでは、質疑を終了します。これより、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 議案に対する討論を行います。ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、採決を行います。議案第5号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第5号塩尻市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第6号 塩尻市個人情報保護条例の一部を改正する条例

○**委員長** 続いて、議案第6号塩尻市個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**総務人事課長** 続きまして、議案第6号塩尻市個人情報保護条例の一部を改正する条例をお願いします。議案関係資料では26ページをお願いします。1の提案理由ですが、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」が令和4年4月1日に廃止されることに伴いまして、必要な改正をするものです。個人情報保護は、民間や国・独立行政法人ではそれぞれの法律において、都道府県・市区町村等におきましてはそれぞれの条例というように、ばらばらで適用されておきまして、国や地方のデジタル業務改革を強力に推進する上で問題となっていたことから、令和3年5月19日交付のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を、個人情報保護法の1本に統合し、全国的に統一した共通ルールを規定し、個人情報保護に万全を期すこととしたもので、令和4年4

月1日から施行されるものとなっております。

2の概要ですけれども、引用する法律を、現行の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律から、個人情報の保護に関する法律に改めるものです。

3の新旧対照表は、27ページに記載してありますので、御覧ください。

4の条例の施行等は、令和4年4月1日とするものです。説明は以上となります。

○委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますでしょうか。

○柴田博委員 新旧対照表の改正案で、個人情報の保護に関する法律が平成15年法律第57号と書いてあるのですけれども、今度、新しく3本が一緒になって、新しい法律になったわけではないですか。

○総務人事課長 1つになるということで、そのほかのものは廃止ということに。

○柴田博委員 今まであった3つを、個人情報保護の法律に1つにしたということで、新しい法律を1個作ったということではないということですか。

○総務人事課長 そのとおりです。

○柴田博委員 では、いいです。

○委員長 ほかは、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、質疑を終了します。これより、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第6号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第6号塩尻市個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第14号 字の区域の変更及び廃止について

○委員長 続いて、議案第14号字の区域の変更及び廃止についてを議題といたします。説明を求めます。

○総務人事課長 続きまして、議案第14号字の区域の変更及び廃止についてをお願いします。議案関係資料では、64ページをお願いします。先日、お配りしました正誤表のとおり、2の概要(1)字の区域変更のうち、大字広丘郷原字上原の面積4万330平米とあるものは1万82平米、大字広丘郷原字桔梗ヶ原の面積6万404平米とあるものは1万5,101平米の誤りですので、おわびして訂正を申し上げます。大変申し訳ございませんでした。誤りの理由としましては、図面の算定の際に、図面の縮尺の単位を誤ったものです。

1の提案理由ですが、塩尻市都市計画事業塩尻駅北土地区画整理事業に伴いまして、当該事業区域内の字の区域を変更及び廃止することについて、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

2の概要ですが、塩尻駅北土地区画整理組合により提出されました字の区域の変更及び小字の区域の廃止申請

書に基づきまして、区域内の小字を廃止するとともに、大字広丘郷原の一部を大字大門に変更するものです。なお、当該申請書は、各区長の同意がされたものです。具体的には、本日お配りさせていただいております資料に基づき説明をします。この1枚の紙になります。

まず、資料で大きく緑色の線で囲んだ部分は、小字を全て廃止します。大門は字桔梗ヶ原の154筆を、広丘郷原は字上原68筆、字桔梗ヶ原29筆を廃止するものです。また、赤色の線は現在の字境でして、東側、右側になりますけれども、こちらが大門、西側、左側になりますけれども、こちらが広丘郷原となっております。変更後は、道路を境に青色の線が新たな字境となりまして、黄色く網掛けをしている部分、広丘郷原の字上原14筆、字桔梗ヶ原22筆を大門に変更するものです。なお、青線の西側、左側になりますけれども、こちらの部分は既存の住宅が残っているため、引き続き広丘郷原となる部分です。

4の効力発生日ですけれども、効力の発生は、地方自治法第260条第3項の規定によりまして土地区画整理法第103条第4項の規定に基づいて、県知事による換地処分の公告がされた日の翌日となります。なお、換地処分は令和5年3月に完了する予定となっております。説明は以上になります。

○**委員長** ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**中村努委員** たくさんあるのですけれども、最初に、緑色で囲んだ全体は、全部小字をなくすということではないわけですか。

○**総務人事課長** 小字は全てなくすということです。

○**中村努委員** では、幾つかお聞きしたいのですが、これは住民票の住居表示の変更という理解でいいのかどうかということと、戸籍の住居表示等は変わってくるのかどうか。

○**都市計画課長** 一応、今の表記は、住民票ではなくてあくまでも土地の登記簿です。区画整理ですので、緑色のエリアは換地処分がなされることによって、従前の登記簿が一回消えます。その後、換地処分後に新たな登記簿が起きますので、その登記簿上の表示が大字郷原と大字大門という形で表記されるという形です。

○**中村努委員** そうすると、法務局の地番がこういう表示になるということで、変わるということですか。

○**都市計画課長** そのとおりです。

○**中村努委員** そうすると、住民票の住居表示というのは、自動的に変わるのですか。

○**都市計画課長** 住居表示は、一応今回は、区画整理をやったところと言いますと、大門の桔梗町ですとか、あのような住居表示は今回は行わないという形ですので、新たな住居表示が起こることではなく、換地後それぞれ、また、土地の登記簿と同様の形で住居表示が起こってくるという認識でおります。あくまでも、登記簿上の表示が変わるといったことです。

○**副市長** 住居表示を新たにやらないから、登記簿上の住居表示がそのまま住居表示されるという説明でしょう。

○**都市計画課長** そのとおりで、住居表示の変更はしませんので、登記簿上の表示が換地後は新たに住居表示となるということです。

○**中村努委員** そうすると、前の郷原に、今、住んでいらっしゃる方々の字は廃止になるわけだけれども、そこは変更になるわけですか。

○**都市計画課長** そこまで確認しておりません。実際の住居表示に小字は入ってきていないと思いますので、既存に住んでおられる方は、そのままの住居表示が残るということで認識しております。

○中村努委員 分かりました。そうすると、この地域に本籍を持っていらっしゃる方がこの地域にもいるし、ほかの地域にも住んでいらっしゃると思うのですが、その本籍地も変わるということになりますか。

○都市計画課長 当然、住居表示が変わりますので、そういった部分も。

〔「本籍は変わらない」の声あり〕

○都市計画課長 すみません。後ほど、答弁いたします。

○中村努委員 では、後でお願いします。あと、住居表示も後から変わるのかと思いますが、これによって、免許証ですとか保険証ですとか、要するに住所変更の手続が必要なことがたくさんあると思うのですが、それは、個人がそれぞれでやらなければいけないのか、自動的にそのように読み替えてくれるのか、いかがですか。

○都市計画課長 区画整理組合で一番初動期の段階で、個別にそういった手続が必要になるということは、お話をいたしました。

○中村努委員 確認ですが、それは個人が能動的に変更の手続をしないと、自動的に変わらないということですか。

○都市計画課長 その部分は、実際に手続をやっているところでないとは確認できませんので、その部分も、後ほど答弁いたします。

○中村努委員 分かりました。

○柴田博委員 今回、小字を廃止するというのは、どういう理由からなのでしょう。

○行政係長 過去の事例を参考にしますと、こういった土地区画整理の際に、小字は合わせて廃止をしていくという動きをしております。基本的に小字はついているものだと思いますけれども、こういったタイミングを見て、廃止をしていくという対応をしているところです。

○柴田博委員 今回、合わせて、既設の郷原のままであるところも変えるというのは、それは。

○行政係長 今回は同じ区画内ということで、合わせて整理をしたという、区画として捉えて、全て整理をしたということです。

○都市計画課長 補足ですけれども、あくまでも、緑のエリアが今回の土地区画整理事業ということで、県から認可をいただいています。そういうことでもありますので、換地処分が行われるのですが、その換地処分においては、あくまでもこのエリアを含めた形で、先ほど言った登記が閉鎖されて、新たに登記簿ができてきますので、その段階の作業もあるということで小字も廃止になっていく形です。

○柴田博委員 黄色で塗ってある部分の中に、そういう既設の住宅、もしくは区画整理をやった後に建てた住宅等で、古いままの字になったりしているところはないですか。

○都市計画課長 黄色の部分は、既存住宅はありませんが、この部分は一部保留地という形で、組合から実際に販売をされて、うちも建って住まわれているような状況です。そういった方たちは、換地処分後にきちんと住居表示が起こったりですとか、登記簿が新たに起こって、そういった手続が組合との契約上で、されるという形になっております。

○柴田博委員 確認ですけれども、新しく建築された方は、そこで住み始めたときから新しい字になっているということですか。それとも、その後、直さないといけないということですか。

○都市計画課長 そのとおりです。現在の住まれている方の住所は、元地番、従前地の地番の住所を採用して、

そこに住居表示が起こっております。

○委員長 よろしいですか。ほかによろしいですか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 14 号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 14 号字の区域の変更及び廃止については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第 15 号 財産の処分について

○委員長 議案第 15 号財産の処分についてを議題といたします。説明を求めます。

○公共施設マネジメント課長 それでは、議案第 15 号財産の処分についてをお願いします。議案関係資料の 66 ページを御覧ください。1、提案理由は、土地及び建物を処分することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

2、概要は、(1) 処分財産は、昨年 8 月 10 日の議員全員協議会の折に御説明しました故藤牧喜美子氏から御寄附いただいた旧藤牧建設工業株式会社跡地の土地及び建物です。

(2) 所在地は、記載のとおり広丘野村で、(3) 位置図は裏面の 67 ページにお示ししてありますので、御覧ください。67 ページ別図にお示ししているように、金塚交差点と九里巾交差点との中間に位置し、国道 19 号に面する東西に細長い土地、網掛けした部分はその土地となっております。

66 ページの中ほど、(4) 面積は、土地 3268.73 平方メートル、建物 1555.69 平方メートルとなっており、建物の内訳を下の参考として記載ありますとおり、事務所をはじめ居宅など全部で 7 棟の延床面積の合計となっております。

(5) 処分金額は、1 億 8,886 万 800 円。相手方は、株式会社チンタイバンク代表取締役小松稔氏とするものです。

処分金額及び相手方の決定に至る経過を御説明します。本財産の処分に当たりましては、公募型プロポーザル方式として、昨年 12 月 13 日から実施要領を公開し、本年 1 月 11 日から 1 月 21 日まで提案書を受け付けしたところ 2 社から応募があり、先月 2 月 2 日に副市長を審査委員長に、関係する部長 5 名を合わせた 6 名で組織しました旧藤牧建設工業跡地等公募型プロポーザル審査委員会において、今回応募のあった 2 社から、それぞれプレゼンテーションと質疑応答を行い、実施要領に基づく配点にしたがって評価し、評価点の高かった株式会社チンタイバンクに決定したものです。

審査委員会における評価は、提案をしていただいた計画の内容の評価を全体の 3 割の配点として、残りの 7 割

分を応募者から提案いただいた不動産の買取希望価格を配点として評価を行いました。3割の配点があります提案計画の内容は、大きくは3つの観点で評価しており、事業目的や具体性などの事業計画について、事業の確実性や継続性などの運営計画について、それから、地域経済への影響などの地域貢献について、この3つの観点について、全7項目について評価を行っております。

今回の相手方である株式会社チンタイバンクからは、近隣に大型スーパー、あるいはセイコーエプソン広丘事業所、角前工業団地があり、また現在、野村桔梗ヶ原土地区画整理事業が進行中で、かつ、現在も世帯数が増加している地域内である当該地に、人口の増加や定住化、あるいは地元企業の活性化や雇用促進に資する賃貸住宅を、国道を挟んで反対側の東側において株式会社チンタイバンクで建設した賃貸住宅と同程度の規模で建設をするという計画提案をいただいているものです。私からの説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。では、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますでしょうか。

○柴田博委員 前に、議員全員協議会で説明があったときに、処分金額は今の建物を全部除却して更地にする分の金額を引いた額で処分すると言っていたと思うのですけれども、差し支えなければ、処分費用はどのぐらいを見たのか教えていただけますか。

○公共施設マネジメント課長 価格は、土地の更地価格を約1億6,000万円として算定して、解体価格を3,023万円として差し引いたものとして最低価格を設定しておりまして、最低提案価格としまして、1億3,870万円以上でないと提案できないという形で公募をかけております。

○柴田博委員 聞き取れなかったもので、もう一度。更地にするのに必要な金額というのは、幾ら見たか。もう一回、分かりやすくお願いします。

○公共施設マネジメント課長 土地価格は、5万1,700円を平米で計算しまして、それに面積3,268.73平米を掛けまして、更地価格として1億6,890万円余です。解体は、3,023万円として差し引いております。

○柴田博委員 分かりました。

○委員長 ほかに、いかがでしょうか。

○横沢英一委員 非常に場所としてはいいところなものですから、何か、国道の4車線化の工事もここでやって、地価の状況がよくなるような気がするのです。そういうことを考えると、もう少し時期というものがあったのではないかと思うけれども、やはりそれよりも、早く処分して、寄附していただいた方の気持ちに伝えるということも考えざるを得なかったということなのではないでしょうか。くだい話で申し訳ないですが、昔、銀座にたしか土地をもらったけれども、売買するお金が以外と安かったということもあったような気がするのですが、ここもそのように思うのですが、どうでしょうか。

○公共施設マネジメント課長 今回処分する目的が、医学生のための奨学資金の原資にするということが主な目的であり、その原資にするということです。売却を前提として、時期は、4月1日から行政の奨学資金が始まるという中で、合わせて処分したいというところで進めたものです。以上です。

○委員長 よろしいですか。

○横沢英一委員 そういうことですか。私は、いろいろ言うわけではないですが、何か少し、そのような気がしたものですから。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

○中村努委員 標準の地価の出し方ですけれども、今、国道の交差点改良をやって、道路の幅員が変わると思うのですが、それによって路線価みたいなものは変わらないのですか。

○公共施設マネジメント課長 単価は、路線価は国道は3万9,000円何がしの金額ではあるのですが、今回5万1,700円とした経過は、令和元年10月に土地の不動産の鑑定評価をしております、そのときの鑑定額の面積当たりの単価が5万1,700円となっています。3年経過している関係もありまして、事前修正が必要かと確認したり周辺の土地の売買の実績を見る中で、3年間で土地の変動はないということで、令和元年度のときの不動産の鑑定額の5万1,700円を採用したところです。

○中村努委員 それで、現状は分かります。今後、そういう計画があるのだけれども、国道を拡幅したことによって、路線価というものは変わるのではないのでしょうかということなのですが、そういうことはないのですか。

○公共施設マネジメント課長 変わる可能性もあるのかもしれないのですが、今、現段階では、拡幅がまだ進んでいない状況でありますので、そこを想定するのは、なかなか難しいところかと思えます。

○委員長 よろしいですか。

○篠原敏宏委員 私も中村委員と同じ趣旨というか、いわゆる路線価の売買実例が基礎になって、今後のあの辺りの次の評価替えの押し上げ効果になるのか、あるいは抑制効果になるのかと、そういう見通しは、今回の評価の中では考慮されているのかどうか。いかがですか。

○公共施設マネジメント課長 今回の設定の中では、将来的なものまで考慮して単価設定をしたというところは、基本的にはありません。

○篠原敏宏委員 今回のこの議案を含めて、私はとてもいい取引だと思うし、承認をしますが、要は、適正価格が十分に考慮されたかどうかのプロセスと結果が、私は今回のここではとても大事かと。この4車線化は、非常に今、注目されていますし、地元でも、この間の一般質問にありましたように、非常にここはとても広丘の中でも土地価格に影響する場面かと。そういう中で、市が抑制効果に働くのか、あるいは、むしろ地価を上げて活性化に進むのかという判断とか見通しというものは、とても私は、これから大事ではないかと思うわけで、中村委員もそういうものがあるのではないかと思います。

さっきの、今回は特にそういう考慮はしなかったと、適正価格で今回は処理がされているという確証さえあれば、私はこの手続とか今回の結果は、あとの市民にとって、とてもいいと。前の委員会でのときのテーマでもありましたので、住宅がこれだけ増えてとてもいい方向かと思っています。感想で結構です。

○委員長 答弁はいいですか。

○篠原敏宏委員 はい。

○委員長 ほかに、よろしいでしょうか。

それでは、質疑を終了します。これより、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第15号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 15 号財産の処分については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

この際、午後 1 時まで休憩とします。午後 1 時から請願。時間正確に始めますので、よろしくお願ひします。

午前 11 時 49 分 休憩

午後 0 時 58 分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

請願 3 月第 1 号 消費税「適格請求書（インボイス）方式」の実施延期を求める請願

○委員長 初めに、請願の審査を行います。当委員会へ回付されました請願は 2 件であります。

最初に、令和 4 年 3 月第 1 号消費税「適格請求書（インボイス）方式」の実施延期を求める請願について審査を行います。事前に文書表が配付されていますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 本日は、議会基本条例第 7 条 4 項に基づき請願者に出席をいただいております。また、紹介議員は柴田議員となります。

ここで、請願についての説明を塩尻民主商工会の塩原さんよりお願いをいたします。大変恐縮ではありますが、説明は 5 分以内ということで、着座のままをお願いしたいと思います。

○請願説明員 本日は、私たちが請願いたしました仮称インボイス制度の施行延期を求める案件の審議、誠にありがとうございます。審議に当たり、追加の説明ができますことにもまた感謝申し上げます。

私たち中小業者は、現在、コロナまん延防止対策と確定申告、消費税の納税が一番の悩みでございます。消費税につきましては、消費税の非課税制度がありますが、売上あるいは事業高が 1,000 万円以下の事業者には納税の義務が免除されております。そのことは議員の皆さんも御承知のことと思います。

そもそもこの非課税制度というのは、消費税が創設されたときは 3,000 万円です。中小業者の大多数が納税の心配はなかったわけです。それがいつの間にか 1,000 万円に下げられてしまったわけです。それがまたインボイス制度が取り入れられ、課税事業者になることが強いられてしまうようなことは、1,000 万円非課税制度がないがしろになってしまうのではないかと心配しております。私たちは今回、特別恩恵を得ようと思っているのではなく、この 1,000 万円以下の非課税制度を維持していただくことが望みであります。

それから、この制度の中小業者の中でも制度を知らないという人が複数上がります。もう少し周知をする期間が必要ではないかと思ひ、制度の延期を求めたわけでありませう。ぜひとも御審議よろしくお願ひしたいと思ひませう。以上であります。

○委員長 ありがとうございます。それでは、委員より御質問、御意見はありますか。

○中村努委員 お願いします。今日はありがとうございます。実施延期を求めるといふことで請願が出されていますが、いろんなネット等、調べてみますと、御発言にもあったと思ひますが、インボイス方式については廃止を求められていると思ひますが、どうして延期でいいのでしょうか。

○**請願説明員** ただいま説明しましたように、制度の趣旨がなかなか中小業者の中に浸透しておりません。そのことを心配しております。その制度をよく皆さんに知っていただく、そのことも大事であり、また、私たちは最終的には制度を取りやめていただきたいわけですが、今、制度を実施することは早急ではないかと考えているわけであり、そのために今回の請願を出したわけであり、

○**中村努委員** 今おっしゃられた中で、延期の理由として周知が必要だということですが、周知されて皆さんでできるようになればいいという方と、その先に廃止があるというのはちょっと両立しないような気がします。

紹介議員にお尋ねします。同様の質問ですけれども、この実施の延期ということについて紹介議員の考え方を聞かせください。

○**柴田博委員** 1つは、今国が始めようとしている制度の中身そのものが周知徹底されていないというのは、今説明のあったとおりでと思います。そのほかに、この間の補足説明でも申し上げましたけれども、対象になっている方が、中小業者の皆さんだけでなく農家の皆さんですとか、一人親方の皆さん、それからシルバー人材などに登録されている皆さんという方たちも、今のままの制度では適用されてしまうわけです。それをもう少し制度を見直すというか、さらに検討していただくことによって、適用される人たちを減らしていくとか、今の非課税1,000万円の額を変更するとか、そういうような形で今以上に業者の皆さんに負担がかからないような方向に、対象になる皆さんの経済的負担がなるべく減るように、そういうような形で制度をもうちょっと精査してもらいたいという思いだと聞いています。ですから、今のまま決定されてしまえば、全然知らない方が、今まで消費税引けたのが引けなくなったから、もうあなたとは取引やめるよって、一方的に言われちゃう可能性もあるので、そういうことはなくしていきたいということだと私は考えています。

○**中村努委員** 分かりました。この問題はこれからどうするかという話ではなくて、既に法律で決定していることとあります。それを廃止なり延期なりしてほしいということになれば法律改正が必要になりますが、現在国会のほうに廃止なり改正の法案というのは出ているのでしょうか。

○**柴田博委員** 私の今の中では、ちょっとそこまでは分かりません。これから出すのかどうかも分かりませんが、とにかく来年の10月からやり始めるということは決まっているので、それを延ばしてほしいということとあります。

○**中村努委員** 事務局のほうで、法案出ているかどうか確認がありますでしょうか。

○**事務局主事** 今現在確認する中では、そういった法律案は出ておりませんでした。以上です。

○**委員長** ほかに。

○**篠原敏宏委員** 1つ塩原さんに伺います。当面延期という言葉になっておりますが、この当面というのは、どのくらいを想定をされておりますか。

○**請願説明員** 私たちは、期間は想定しておりません。周知期間がどのくらいかかるか、その辺私たちは想定できませんので、ちょっとその期間を決めることはできないと思います。

○**柴田博委員** 期間としては定まったものではありませんが、今、全国各地で、いろんな形でいろんな方たちから、延期を求める声や中止を求める声が広がってきています。そういう中でそういう声をもっともっと高まっていけば、今の政党の中にも、これはちょっと問題ではないかというように思っただけの要素も出て、そうなってくれば、廃止を求める議案や変更を求める議案も出てくるのではないかなと思いますので、当面、今すぐ来

年の10月からやるということを取りあえずはやめてほしい、延期してほしいと考えているのではないかなと思います。

○篠原敏宏委員 もう1点。先ほど中村さんのほうからもお話ありましたが、このインボイス制度そのものに最終的には反対をされていくという過程の中に、現実今このまま行くとしようとしている期限を取りあえずは延長するという、そういう捉え方でよろしいでしょうか。

○請願説明員 そういうことです。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

○中村努委員 請願者、紹介議員どちらでも結構ですが、この法律にのっとって去年の10月から登録事業者の登録が始まっています。そうした場合に、仮に廃止となった場合、どういう責任が生じてくるのでしょうか。

○柴田博委員 誰にどういう責任、誰に対してですか。

○中村努委員 もう登録をし始めた、この法律に沿って準備している事業者が既に登録を始めています。もし廃止となるということになれば、それまでやってきた投資ですとか、いわゆる会計ソフトの更新ですとか、そういったコストがかかっています。それがなくなるとは誰かが補償しなければいけないと思いますが、それは誰がやるのですか。

○柴田博委員 今求めているのは、10月からやることを中止してほしい、制度を廃止してほしいということではなくて、10月から行われるであろうことを延ばしてほしいということですから、実際にその後、中止になるのか延期になるのか、制度の内容が見直されるのか分かりませんが、今のところ既に、もういいよ、私はインボイスの制度を適用してやる準備ができているよという方は、それはそれでよろしいのではないのでしょうか。それが例えば、1年間延びるのか半年で済むのかそれは分かりませんが、今の制度にのっとって制度の適用を受けるために登録された方たちの、投資した額がそのまま戻ることはないと思いますが、無駄になるということはないと思います。

○中村努委員 法律で決定して法律のとおり準備をして、その一方的な都合によってそれが中止あるいは延期ということは、私は責任ある立場とすれば、それはしかねると思います。そのことについての意見はそういうこととさせていただきます。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

○丸山寿子委員 この制度を将来的に反対していくとかそのことはちょっと置いておくとしまして、今、大変なコロナ禍の中で、商工業者もそうですけど、農家や一人親方、フリーランス、内職者、シルバー人材センターなど書いてあります。フリーランスの人なども本当に困難な状況に陥っているところを大変お聞きしている中で、例えば、コロナ禍の中の対応に対する制度を使って書類を提出してお金を補助金等々、助成金等をもらう場合でも、書類だけでも大変だというような、特にそういう中小ですとか個人でやっている方たちの負担が大変大きくて、市や商工会議所などで補助してやっているような状況の中で、また新たな新しいことに取り組むということで、非常に気持ちの上でも負担が大きく、また開始をされるというところには、準備ですとか設備に対するものなどいろいろ負担が大きいです。私はここの請願のところにあるように、当面延期するよう意見書を提出するという意味で、私は延期するよう意見書を提出するという意味で、私はそのように意見を述べたいと思います。

○委員長 ほかに、質疑はありませんか。よろしいですか。

それでは、以上で質疑を終了といたします。採決に入る前に、説明者の方につきましては御退出いただくか、審査の様子を傍聴される場合は、後方の傍聴席に移動をお願いいたします。

それでは、討論に入ります。ありますか。

○中村努委員 この請願が出されましたので、私も商工会議所のほうにお伺いをして実情をお伺いしてまいりました。準備不足というのは、確かに現状ではそうだとことでありますけれども、そもそも税と社会保障の一体改革という中で、手順を踏んで、消費税で社会保障を賄うという形の中から、この法律は進められてきております。来年の10月1日からインボイス制度導入ということも、これはもう既に決まっていることでありまして、今それに向けて最大限周知の努力をしなければいけない時期で現在はあるということで、商工会議所としても実情は実情として、けれども会議所の使命として何かを判断する時期ではないという御回答をいただいております。困っていることは事実だけれども、今すぐ延期しろとか中止しろとか、絶対やれとかそういう結論を出す段階ではないという御意見を伺ってきました。

ですので、御心配な点は十分承知をいたしますけれども、現在の段階で延期にしてくださいというところまでは言えないと。1日も早く周知されて、しっかりとした公平な税制になるように取り組むことを私は求めたいと思いますので、この請願については反対をいたします。

○委員長 ありがとうございます。

○篠原敏宏委員 私は、今どういう実態にあるか、特に非課税事業者の皆さんが本当に困窮し、例えば廃業だとかに陥ってしまうことがあってはならない。塩原さんが言われるような危惧、これはあり得ると私は思います。ですが、この制度そのものは消費税がどうなるか、あるいは、何より軽減税率がどうなるかということについては、税は安定するべきですし、消費税そのものが安定財源として求められていることも事実でありまして、これがいかに日本にスムーズに定着していくかということが大事な方向で、現在はそこへ至る過程にある。

そこにおいて、先ほど丸山委員からも、コロナのことだとか今の経済状況、ロシアの侵攻の世界的な影響も含めて、非常に不透明でしかも物価がエネルギーを中心に上がりつつあって、とても先が読めない、この状況が生まれている中で、今私どもがこの請願を判断するには時期尚早じゃないかと、正直言ってそう思います。材料がまだ少なすぎるし、さりとて2023年の10月、このまま行ってしまうと本当に困る人が出る、これも困るわけですが、その判断が私どもが今ここで、この形でやれというには材料が少なすぎて判断できないと。

私の個人的な意見としては、この判断は継続にさせていただいて、もう少し余裕をいただきたい。正直言って制度の安定と困窮者をなくす、両方の面から見て、これは最低数か月判断は先に延ばさせていただきたい。継続審査にさせていただきたいと思います。私の意見です。

○委員長 継続審査ということですか。

○篠原敏宏委員 はい。

○委員長 ただいま継続審査ということですが、御意見どうぞ。

○柴田博委員 私は紹介議員の立場でもありますけれども、もう既に法律が決まっています、来年の10月から実施されると。それへの登録も既に昨年の10月から始まっているという段階ですから、このままいけば確実に実施されてしまうわけです。

今、全国各地でいろいろな運動が起こっていて、制度の見直しをしてくれ、制度を中止してくれ、そういう声が出始めていて、地方議会でもぼつぼつと意見書が出てきているという段階です。これをそのまま継続にして何もしないで、例えば半年過ぎてしまえば、もう直前まで迫ってしまうわけです。そういう意味では、地方議会として早急にそういう意見を出したほうが私はいいと思います。ここで継続するということは、塩尻市議会の中で何ができるかということ考えた上でも、今結論を出して、議会としての意見を表明するなら表明したほうがいいと思いますので、継続することには反対です。

○委員長 それでは、先に継続するかしないかということを決めて、その後、また討論していきたいと思います。継続することについてはいかがでしょうか。継続をするという意見の方は手を挙げていただく。継続をされないという方については手を挙げていただかない。よろしいですか。それでは、継続をされるという方、挙手を願います。

[挙手]

○委員長 2人です。そうすると、6対2で継続は行わないということに決定をいたしました。よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長 では、継続はなしということです。そのほかに討論があれば、いかかでしょうか。

○丸山寿子委員 先ほどの質問のときに質問するつもりで討論のような発言をしてしまいましたが、先ほどの発言のとおりで討論とさせていただきます。

○中村努委員 先ほど来、免税事業者についてのことが触れられております。当初、確かに上限が3,000万円ということだったのですが、導入当時は3%でしたので、それほど大きな影響はなかったかと思います。これが10%、軽減税率8%になってきますと、消費者の立場からいったら、これは消費税をお店に払っていることになるのです。

ところが、免税事業者はそれを消費税として申告しなくていいと。これは非常に問題があるということで、税率が上がるにつれて不平等感というのが増えてきましたから、これは何とかしないといけないというのがこういった議論のスタートになっていると思いますので、できる限り早く制度を周知していただいて、皆さんが適正な納税事務ができるように応援をしていきたいし、会議所はじめ、そういった関係者の方に御努力をいただきたいということを加えまして、今回延期するということについては不採択とさせていただきたいと思います。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採択、不採択の意見が割れておりますので、当委員会の結果として、それぞれ挙手でいいですか。そうすると、請願に対することについて採択をされる方については挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

[挙手]

○委員長 4人、請願を採択ということで、あと4人が不採択。そうすると同数です。同数ですが、私とすれば不採択です。したがって、採択、不採択、それぞれ4名。委員長の判断、不採択で、この請願については不採択でよろしいでしょうか。そのように決定させていただきます。

請願3月第2号 ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める請願

○委員長 それでは次に、請願令和4年3月第2号ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体

制の早期回復を求める請願について審査をいたします。事前に文書表が配付されていますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 紹介議員並びに議会基本条例第7条第4項に基づき請願者に出席をいただいておりますので、ここで請願についての説明を求めます。松澤さん、着座のままでもよろしくお願ひいたします。

○請願説明員 このような時間を頂き、ありがとうございます。私たちミャンマー民主化を支援する信州の会は、善光寺の白蓮坊の若麻績住職を代表にして、信州大学の佐藤友則先生とその学生たち、そしてミャンマーの子どもたちに文房具を届けるなどの支援をしてきたアジア子ども交流支援センターなどのNPOの市民の皆さん、そして在日ミャンマー人やミャンマーに住んでいる日本人の方など、幅広い有志で昨年の7月に結成し、それ以降、ミャンマーの歴史について学んだり、現状について学んだり、カンパ活動をしたり、街頭活動などを行ってきています。

昨年2月1日にミャンマーで国軍によるクーデターが起きて、今日で403日になります。ミャンマーでは、2015年と2020年の総選挙でアウンサンスーチーさんが率いる国民民主連盟が圧勝して、民主化の道を歩み始めて、社会が急速に発展して、アジア最後のフロンティアと呼ばれるほどの経済成長を遂げてきました。しかし、このことが国軍が占有している権益を侵すということになり、このことを国軍が恐れて今回のクーデターを起こしたとされています。クーデター後、市民は暴力によらない不服従運動を続けてきていますが、軍の弾圧が苛烈なものになってきています。3月8日現在で、軍によって拘束された市民は1万2,560人、死者は1,623人となっています。また、40万人以上の方が難民になっているということも報じられています。

ウクライナへのロシア侵攻に私たちも心を痛めていますけれども、アウンサンスーチー氏の政権のときに国連に派遣をされたミャンマーのチョーモートウン国連大使は、ロシアのウクライナ侵攻に対して、国連憲章や国際法に対する言語道断の違法行為と非難をして、ミャンマーはウクライナ国民の遭遇している苦難をより理解し共感できる、ミャンマー国軍が関わった非人道的行為や犯罪による類似した苦しみに直面しているからだと述べています。一方で、ミャンマー国軍は、ロシアによる侵攻は国の主権を維持するために正当化されると主張して、ロシア支持の姿勢を示しています。

日本はミャンマーにとって、政府開発援助ODAを通じて民主化や経済発展に最大の支援してきた国であり、この塩尻市は漆工芸を通じてミャンマーの皆さんと文化的な交流も持たれてきました。私たちはミャンマー国軍指導部に対して、一刻も早い民間人への弾圧の即時停止と民主的な政治体制の早期回復を求めるとともに、避難民に対する緊急支援などを求め請願しているものです。長野県議会は10月8日に全会一致で意見書を採択し、長野市議会でも採択をされています。今後も多くの市町村議会に請願の要請を行っていく予定です。塩尻市議会でも全会一致での採択をお願いして、話を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは、委員より御質問、御意見がありましたらお願ひいたします。いかがでしょうか。質疑終了でよろしいですか。

それでは、以上で質疑を終了といたします。採決に入る前に説明者の方につきましては、退席していただくか、審査の様子を傍聴される場合は後方の傍聴席へお願ひいたします。

それでは、討論を行います。

○篠原敏宏委員 ミャンマーについては、私、ここに書いていただいている全くこのとおりだと認識をしております。今のコメントの中にもありましたが、旧檜川村時代に、ミャンマーとは漆技術を通じて交流を進めてきた経過があります。

当時も軍政というか、アウンサンスーチー氏に全面的に移った状態ではなかったですが、一応民主主義ということが保たれ、そして、我々の村としての活動が確保をされ、言論も比較的認められていた中で、そういう交流、技術の貢献事業を村として進めてきた。これが途中で止まってしまっていますが、ミャンマーの皆さんが今どういう状況にあるかということを見ると、このクーデター以降は本当に悲惨な状況が続いているということでありまして、一刻も早くこの軍政の事態を解消して、民主政権が取り戻さないと本当に大変なことであると私は認識をいたします。心から寄り添っていきたい。

今回のロシアの暴虐についても、今言われたとおりであろうかと思えます。軍政としてはそちらへ加担をする意思表示をしているということ。これは許されない。いずれにいたしましても、私は市としてしっかり表明をしていくべきだと考えます。

○委員長 採択をということですね。ほかにありますか。よろしいですか。今、篠原委員からは採択をという意見が出されました。当委員会としては審査結果、採択ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 では、異議なしと認め、請願令和4年3月第2号ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める請願については、採択することに決しました。

それでは引き続き、意見書の提出について審議をいたします。意見書の案文が提出されておりますが、こちらも事前に配付していただいておりますので、朗読を省きたいがいかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 では、意見書については正副委員長に一任願いたいですが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 内容的に異議がないということで、意見書の字句等については正副委員長に一任願いたいですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。以上で、請願・意見書の審査を終わります。

○都市計画課長 先ほど、議案第14号にありました塩尻駅北土地区画整理事業に伴う換地処分後の住所変更等の手続についてと、もう1点、同じ第14号議案のところで答弁しました内容の一部訂正をお願いいたします。

訂正の部分を先にさせていただきますけれども、郷原の従前から住んでおられる宅地の登記簿の不動産表示のところで、換地後も同一表示でとの御説明をいたしましたが、答弁訂正をお願いいたします。換地計画の進捗状況を確認したところ、法務局との調整で、新たに地番を振り直すよう指示があったとのことで、大門七区と同様に、郷原の既存宅地につきましても新たな地番が振られることで現在作業を進めているということですので、訂正をお願いいたします。

それと、先ほど答弁できなかった住所変更等の手続についてですけれども、まず換地処分後、組合から市が換地処分の通知を受けまして、市のほうでは住民票、印鑑登録、選挙人名簿、その他国民健康保険等の住民基本台

帳と連動しているものの変更は市が行います。土地、建物の登記簿の変更は法務局が行います。これらにつきましては職権で行いますので、住民の方の手続きは不要といった形になります。本籍につきましては、本人の申出に応じた変更となりますので、申出がなされなければそのまま旧住所が表記されるとなる形です。

以上、申し上げた以外のもの、例えば運転免許証ですとかマイナンバーカードなどにつきましては、全て個人での変更手続きが必要となってまいります。この変更手続きに際しましては、市から住所変更証明書というものをそれぞれ個人に発行しまして、この証明書を用いてそれぞれ手続きを行っていただくといった形になります。なお、こうした手続きの周知に関しましては、今後、換地処分段階で個々に、組合において個別に案内を予定しているところとお聞きしておりますので、よろしく願いいたします。私からは以上です。

○**委員長** ありがとうございます。今の説明、よろしいですか。

○**中村努委員** 組合で詳細について周知していただけるということですが、要するに分かりやすく手続一覧みたいな形で周知していただけるといいですし、職権で変更したというものについて、例えば住民票の写しの申請書を旧住所で出した場合は、特に手続がなくて新しい住所のものが出てくるという印象でいいわけですか。その2点について。

○**都市計画課長** そのとおりでいいと思います。組合のほうの手続につきましては、委員のおっしゃるとおり、そういった形で分かりやすい表記で説明を実施するよう、私どもも協力して、組合のほうで行っていただくようお願いしてまいります。

○**中村努委員** あと、ちょっと私が心配しているのは、運転免許証の住所変更をしないと道路交通法違反になってしまうと思うのです。ですから、そこはしっかりと必ずやるようにというような御案内ができればと思いますがいかがですか。

○**都市計画課長** その辺につきましては、私どもで警察へ確認をいたしまして、すぐにやらなければいけないものなのか、それとも免許更新時でもいいのかというところは確認して、適正な処置をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○**委員長** よろしいですか。では、そのようお願いします。

議案第 16 号 訴えの提起について

○**委員長** それでは、議案第 16 号に移ります。議案第 16 号訴えの提起についてを議題といたします。説明を求めます。

○**建築住宅課長** 議案第 16 号訴えの提起についてをお願いいたします。議案関係資料 68 ページを御覧ください。

まず、提案の理由ですが、市営住宅の明渡し等の訴えを提起することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求めるものです。

今回の概要といたしましては、相手方は藤本了士氏。市営住宅西条団地の入居者です。滞納金額の額が 11 万 7,000 円で、10 か月分となっております。

訴えの趣旨ですが、相手方は、市営住宅一時不使用届の届出をせずに市営住宅を使用しない状況が続け、かつ、市営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、再三にわたる催告にもかかわらず、これを支払わなかったため、市営住宅の明渡し並びに滞納家賃及び損害金の支払いを求めるものです。

相手方は平成19年12月から西条団地に居住しておりましたが、令和3年4月頃から居住をしておらず、現在も行方不明の状態となっております。正当な事由によらないで15日以上市営住宅を使用しないときは届出をしなければならないとする、塩尻市営住宅管理条例第23条及び同施行規則第12条に規定する市営住宅一時不使用届の届出もされないまま、以降令和4年1月の時点で家賃10か月分、11万7,000円が滞納となっているものです。

訴状遂行の方針ですが、アといたしまして相手方が市営住宅を明け渡し、当該訴えに関する一切の債務を解消する旨の申入れをし、かつ、それらの履行が見込まれる場合には、和解に応じるものです。イといたしまして、判決の結果、必要がある場合は、これを上訴するものです。

弁護士と連絡をとりながら、長野地方裁判所へ提訴し、まずは市営住宅からの退去によりまして真に市営住宅への入居が必要な方への住居が提供できるようにすること。そして、滞納家賃等についても、他の入居者と公平性が保たれるよう、可能な限り入居者の義務を果たしていただくように努めてまいります。私からは以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆さんから御質問がありますか。

○柴田博委員 質問ですけれど、どこにいらっしゃるか分からないということで、裁判は進むわけですか。

○建築住宅課長 裁判につきましては、一応、行方不明者の場合、それで裁判を進めていくということになるのですが、裁判所へ訴え出ますと、判決が出た場合に公示送達ということで、裁判所のほうで文書といいますか判決を保管いたしまして、それを官報に載せるようになります。それによりまして、本人のところに通知が行ったということになりますので、それは有効だということです。

○柴田博委員 そうすると、その場合には、今ある、今占拠している部屋の中にある家財等は市のほうで処分するということですか。

○建築住宅課長 それにつきましても、本人が出てくればそれでお話をして、片づけていただくようにという説得はしてまいります。もし出てこない場合につきましては、市が行うということになるかと思っております。

○委員長 いいですか。ほかに。

○中村努委員 本人がどこにいるか居場所が分かっていたら裁判でいいと思いますけれど、行方不明ということになると、例えば警察に捜索願を出すとか、そういった必要はないわけですか。

○建築住宅課長 ちょっと私はそこら辺が詳しくないものですかからいけないと思うのですが、私どもが、その方を探すべき権利があるかどうかということが、一番にまず引かかってくる場所だと思うのです。私どもはこれが起きたときに、当然保証人がいらっしゃるものですから、保証人のところにも御連絡は差し上げたのですが、保証人も御存じないということで行方不明ではないかという結果になったわけなのです。ですので、私どもが最終的に、警察にそれを依頼できるかどうかというところが、やはりあるかと思っております。

○中村努委員 今、恐らく家賃の滞納ということで債権者という関係性になると思うのですが、そういった場合に、連絡がとれないでそれで済むのか。それとも警察まで、そこまでやったけれども分からなかったという事実が必要なのかというところは、ぜひ確認しながら進めていただきたいと思います。これは意見です。

○委員長 よろしく申し上げます。ほかに。よろしいですか。

それでは、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 16 号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 16 号訴えの提起については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第 17 号 損害賠償の額の決定について

○委員長 議案第 17 号損害賠償の額の決定についてを議題といたします。説明を求めます。

○建設課長 それでは、議案関係資料 69 ページ、議案第 17 号損害賠償の額の決定についてをお願いいたします。令和 2 年 5 月の議員全員協議会において一度事故報告をいたしました自動車事故につきまして、このたび相手方と示談交渉がまとまりましたので、損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要につきましては、令和元年 5 月 25 日 14 時 35 分頃、北小野地籍にあります市道塩嶺王城パークラインにおいて、道路を北に走行中の相手方自動車、佐伯様ですが、こちらの自動車が道路横断側溝のグレーチングに乗った際、佐伯様が事故に遭われました。相手方、佐伯様が背骨を圧迫骨折し、また自動車のマフラー等が破損したものです。

2 の概要にありますように、損害賠償の額は 1,041 万 9,997 円です。なお、市側の過失割合は 70 パーセントですが、この過失割合につきましては、相手方の車の運転における注意義務が不足されてきた部分がどの程度あるかを、過去の判例等を参考にし、保険会社ですとか弁護士と相談した上で、市側の主張を伝えまして今回の合意に至ったものです。

令和 2 年 5 月の議員全員協議会報告後の経過を申し上げますと、令和 2 年 7 月に市では弁護士と委託契約を結び、相手方弁護士と示談交渉を続けてまいりました。当初は、賠償金額ですとか事故の状況等、双方での主張に隔たりがありまして、なかなかまとまりませんでした。これまで交渉を重ねてここで合意に至ったものです。

今回、主に争点になった部分につきましては、相手方につきまして、事故の後遺症が残ってしまったということで、それに対する損害金をどこまでみるかという部分です。この事故による先方の後遺症、後遺障害は 8 級になりますけれども、背骨が骨折により潰れてしまいまして、事故前の状況には戻らないというものです。後遺障害の等級については、双方とも見解の相違はありませんでしたが、相手方につきましては、このけがにより腰に痛みが続き、床にあぐらをかいて座る、車を長時間運転することが難しくなってしまったというような状況がありました。この後遺障害によりまして、本来相手方、佐伯様が将来的に得られたはずの収入がどのくらい減ってしまうかという部分、法律用語で言いますと逸失利益と呼ばれるものですけれども、こちらにつきまして相手側の主張と市側の主張を過去の判例を鑑みて交渉を進めてまいりました。

なお、下の別記にありますように、損害賠償の額 1,041 万 9,997 円には、佐伯様に対する治療費、慰謝料、逸失利

益、車両の損害費用が含まれておりますけれども、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社につきましては、すでに保険金を佐伯様に支払っておりますので、市側の過失分の保険金を支払い、東京片倉保健保険組合につきましては、健康保険におけます保険者、被保険者の負担分のうち市側の過失分を支払う形になります。

この議案が本議会で可決されましたら、正式に示談書に押印し、市が加入している道路損害賠償責任の保険会社より3者に支払いを行いますので、市としての予算処置などは特にありませんが、今後、このような事故が起こらないように道路パトロール等の徹底を図ってまいります。説明は以上になります。

○委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆さんから御質問があればお願いいたします。いかがでしょうか。

○篠原敏宏委員 本当に大変なけがだと思いますが、後遺障害が安定して、これ以上費用が重なる見込みがなく、この額が確定したというように理解をしてよろしいですか。

○建設課長 はい、そのとおりです。

○委員長 いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、質疑を終了します。自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第17号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第17号損害賠償の額の決定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第18号 市道路線の廃止及び認定について

○委員長 続きまして、議案第18号市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○建設課長 それでは、議案関係資料70ページからの議案第18号市道路線の廃止及び認定についてをお願いいたします。

提案理由ですが、市道路線の廃止及び認定について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。概要につきましては、2路線を廃止し、新たに3路線を認定するものです。

まず、廃止し、新たに認定し直す路線ですが、広丘東通線です。昨年9月の定例会において、区画整理事業に伴い廃止と認定を行った路線ですが、72ページに記してありますけれども、黒丸で0173と記してあります起点の部分、これが73ページに0175と記してあります位置に300メートルほど南側へ延びる形になります。これにつきましては、すでに都市計画決定はされておりますけれども、次年度以降、都市計画道路として整備予定の300メートルについて市道認定し整備を進めるものです。道路幅員は、車道及び自動車通行帯と歩道を含み全幅で14メートルです。なお、この道路の雨水排水については、道路側溝を介しまして雨水幹線を経由し、田川へ放流す

る形となっております。

次に、資料 70 ページにお戻りいただきまして、(2) 開発事業に伴い廃止し、新たに認定し直す路線ですけれども、路線番号 5406、町区十王堂線です。場所につきましては 74 ページを御覧いただければと思います。国道 153 号線から五千石街道に入った東側の部分ですけれども、民間の開発事業で 8 区画の宅地造成があり、それに伴い 75 ページのような形になり市道認定を行うものです。道路幅員につきましては 6 メートルとなりますが、この道路の雨水排水については付近に雨水幹線等がありませんので、道路脇の自由勾配側溝を介して、浸透ますでの処理となります。

次に、資料 71 ページをお願いいたします。路線番号 1373、国道吉田団地南支線です。こちらも、開発事業に伴いまして新たに認定する路線ですが、場所につきましては 76 ページにありますので御覧いただきたいと思えます。吉田地区の国道 19 号をまたぎます、えびの子大橋の北側になりますが、こちらにつきましては、民間の開発事業で 9 区画の宅地造成があり、それに伴いまして市道認定を行うものです。道路幅員は先ほどの開発と同じ 6 メートルとなりますが、この道路の雨水排水につきましても、道路脇の自由勾配側溝を介し、浸透ますでの処理となります。

以上が、市道路線の廃止及び認定についての説明になりますけれども、参考といたしまして 71 ページにありますとおり、今回の廃止及び認定することによって、市道路線は 1 か所増の 2,545 路線。総延長距離は 464 メートル増の 89 万 8,005 メートルになります。以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○**委員長** ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆さんから御質問がありましたらお願いをいたします。

○**柴田博委員** 質問ですけれども、72、73 ページのところ、起点が 300 メートルほど変わって延長することなのですか、こういう場合には、例えば今まで決まっていた路線の変更というのはできないのですか、市道の場合には。

○**建設課長** これも国土交通省等の指導になりますけれども、既存の道路の起点及び終点が変わった場合には、一旦廃止して、それから後で認定し直せという指導が出ておりまして、途中の部分が少し変わった場合は市道の変更でありますけれども、起点、終点が変わった場合には認定を外して新たに認定し直すという手順をとっております。

○**柴田博委員** 事務上の作業量というのですか、それは変更の場合も 1 回やめて新しくつくる場合もそんなに変わらないわけですか。

○**建設課長** 市の手間としては、それほど大きくは変わりません。

○**委員長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、質疑を終了いたします。自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、採決を行います。議案第 18 号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 18 号市道路線の廃止及び認定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案審査、全て終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが御意義ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは最後に、理事者側から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 御審査を賜り、提案を申し上げました全ての議案に対しまして御承認をいただきまして、大変ありがとうございました。

○委員長 以上をもちまして、令和 4 年 3 月定例会総務産業常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 2 時 3 分 閉会

令和 4 年 3 月 10 日（木）

委員会条例第 29 条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務産業常任委員会委員長 中野 重則 印